



福祉バスの利用に係る注意事項（随時受付）



利用対象

次の要件を満たす場合、利用できます。

- ・相模原市内に所在し、市内に居住する障害のある方の福祉の向上を目的として設立された団体等であり、目的に即した活動を概ね月1回以上行っていること
- ・障害福祉施設や病院など、事業者ではないこと
- ・利用人数が20名以上であり、その内、障害児者の利用者が1／3以上であること
- ・利用者のうち、2／3以上が本市に在住であること

利用できるバス

利用人数に応じて、次のバスを利用できます。

※日程等によって、受託業者がバスを確保できない場合があります。

- (1) 大型バス（約45～49人乗）
- (2) 車椅子対応バス（約41人乗）
- (3) トイレ付バス（約40人乗）

※車椅子対応バスの座席数は、車椅子の座席数によって変わります。

利用日数

1回の利用につき、日帰り又は1泊2日の利用です。

添乗員（又はバスガイド）を利用する場合は、バス1台につき1名までです。

※バスの行程については、次の点に留意した上で設定してください。

- ・バスの運行範囲（出庫から入庫までの距離）が500km以内であること
- ・運転手の1日に運転時間は、9時間以内とし、午前6時から午後8時までであること
- ・宿泊を伴う場合は、1日目の運行終了時刻から2日目の運行開始時刻までの時間を12時間以上空けること

利用料金

無料（ただし、有料道路通行料、駐車場利用料、乗務員の宿泊料等は、利用団体の負担です。）

留意事項

- 1 福祉バスの利用決定後に、利用希望日や利用人数等の変更又は利用希望の取消をする場合は、福祉バス利用事項変更（取消）申請書を高齢・障害者福祉課へ速やかに提出してください。

なお、福祉バス利用決定後、参加予定者のキャンセル等により利用対象の基準を満たさなくなった場合には福祉バスの利用はできません。その場合において、福祉バス利用事項変更（取消）申請書の提出が無い（団体都合により提出が遅れたときを含む）ときは、キャンセルしなかった分の福祉バス利用料や添乗員等の料金を団体にご負担いただきます。

- 2 福祉バスの利用決定後に、団体の都合による利用希望日や利用人数等の変更又は利用希望の取消しによりキャンセル料金が発生した場合は、団体の負担となります。
- 3 2台以上の配車を本市が承認した後、参加予定者のキャンセル等により減車が可能な利用人数となった場合において、福祉バス利用事項変更（取消）申請書の提出が無い（団体都合により提出が遅れたときを含む）ときは、減車しなかった分の福祉バス利用料や添乗員等の料金を団体にご負担いただきます。
- 4 ご提出いただいた資料は返却しません。控えが必要な場合は、コピー等を取った上でご提出ください。

申請・問い合わせ

相模原市 高齢・障害者福祉課 担当：橋口、松浦

住所 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 相模原市役所 本館 4 階

電話 042-707-7055（直通）／ FAX 042-759-4395

E-MAIL k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp